

## 識字・日本語教室の再開に向けて

識字・日本語教室の再開に係り、以下の点にご配慮ください。

## 1. 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- 人と人との接触を避け、十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること  
(例えば、四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと)
- また、対人距離が確保できない場合は、人数制限を行い、少人数で実施すること
- 学習者、学習支援者共にマスクを着用すること
- 施設の換気を徹底すること  
(2つの窓を同時に開ける、窓がない場合は入口を開け、扇風機やサーキュレータを使用し、空気を循環させるなどの対応も考えられる)

## 2. 症状のある方の参加制限

- 体温チェックを実施すること(例えば、学習者に口頭確認などを行うこと)
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は参加しないように呼びかけること
- なお、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、学習者等の名簿を適正に管理すること

## 3. 消毒等

- 入口及び施設内に手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど)を設置すること
- 複数の人の手が触れる場所(机、イス、ドアノブなど)は適宜消毒すること
- 人と人が対面する場所は、必要に応じてアクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置すること
- 学習者同士などで大声での会話を行わないよう周知すること
- 他人と共用する物品や多くの回数、手が触れる箇所については、工夫してその回数を最低限にすること

## 4. トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)

- 不特定多数が接触する場所(ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレトーパーパのふたや水洗レバーなど)は、清拭消毒すること
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止すること
- ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備すること

## 5. 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)

- 一度に休憩する人数を減らすこと
- 対面で食事や会話をしないように呼びかけること
- 室内の喫煙ルームの使用を原則として禁止すること

## 6. ごみの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること

- ・ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗うこと

## 7. その他

- ・高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応について検討すること
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておくこと

参照：第16回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 資料2-4【感染拡大予防にかかる標準的対策について（全施設）】

### 【新型コロナウイルスへの感染が疑われる学習者などが発生した場合】

- (1) 学習者などから、①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある ②高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方等、妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある ③新型コロナウイルス感染症の陽性者もしくは陽性の疑われる者と接触した 旨の申し出があった場合は、本人から「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」へ連絡（感染の可能性やその後の対応について相談）。センターへ相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介されるため、公共交通機関の利用を避けて受診してもらう。
- (2) 感染が疑われる人に対応する数を極力制限する。  
感染が疑われる人に接触する場合は、マスク、使い捨て手袋及び雨合羽を着用するなど直接接触することを防ぐとともに、感染が疑われる人から離れた場合は、使用後のマスク、手袋及び雨合羽等の表面に触れないように着脱し、それらをすぐにビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄する。また、石鹸と流水で手洗いし、消毒を確実にを行う。
- (3) 教室の消毒について、緊急を要し、自ら行う場合には、感染が疑われる人が利用した区域（教室、トイレ、廊下等）のうち箇所高頻度接触部位（ドアノブ、スイッチ類、手すり、便座、流水レバー等）を中心に、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）、「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）を参考に実施する。

府民向け相談窓口	06-6944-8197 午前9時から午後6時まで（土曜・日曜・祝日も対応） ※一般的な質問は大阪府ホームページ等を参照																				
新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）連絡先	<table border="0"> <tr><td>大阪府池田保健所</td><td>06-7166-9911</td></tr> <tr><td>大阪府茨木保健所</td><td>06-7166-9911</td></tr> <tr><td>大阪府守口保健所</td><td>06-7166-9911</td></tr> <tr><td>大阪府四條畷保健所</td><td>06-7166-9911</td></tr> <tr><td>大阪府藤井寺保健所</td><td>06-7166-9911</td></tr> <tr><td>大阪府富田林保健所</td><td>06-7166-9911</td></tr> <tr><td>大阪府和泉保健所</td><td>06-7166-9911</td></tr> <tr><td>大阪府岸和田保健所</td><td>06-7166-9911</td></tr> <tr><td>大阪府泉佐野保健所</td><td>06-7166-9911</td></tr> <tr><td>大阪市保健所</td><td>06-6647-0641</td></tr> </table>	大阪府池田保健所	06-7166-9911	大阪府茨木保健所	06-7166-9911	大阪府守口保健所	06-7166-9911	大阪府四條畷保健所	06-7166-9911	大阪府藤井寺保健所	06-7166-9911	大阪府富田林保健所	06-7166-9911	大阪府和泉保健所	06-7166-9911	大阪府岸和田保健所	06-7166-9911	大阪府泉佐野保健所	06-7166-9911	大阪市保健所	06-6647-0641
大阪府池田保健所	06-7166-9911																				
大阪府茨木保健所	06-7166-9911																				
大阪府守口保健所	06-7166-9911																				
大阪府四條畷保健所	06-7166-9911																				
大阪府藤井寺保健所	06-7166-9911																				
大阪府富田林保健所	06-7166-9911																				
大阪府和泉保健所	06-7166-9911																				
大阪府岸和田保健所	06-7166-9911																				
大阪府泉佐野保健所	06-7166-9911																				
大阪市保健所	06-6647-0641																				

堺市保健所	072-228-0239
高槻市保健所	072-661-9335
東大阪市保健所	072-963-9393
豊中市保健所	06-6151-2603
枚方市保健所	072-841-1326
八尾市保健所	072-994-0668
寝屋川市保健所	072-829-8455
吹田市保健所	06-6339-2225

【その他資料】業種別ガイドライン（令和2年5月15日送付済み）

- ① 学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 第3版  
 （公益社団法人 全国学習塾協会 令和2年5月14日）  
<https://jja.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/guidelinever.3.pdf>
- ② 公民館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン  
 （公益社団法人 全国公民館連合会 令和2年5月14日）  
[https://kominkan.or.jp/file/all/2020/20200514\\_02guide.pdf](https://kominkan.or.jp/file/all/2020/20200514_02guide.pdf)
- ③ 図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン  
 （公益社団法人 日本図書館協会 令和2年5月14日）  
<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/gaidoline-corona0514.pdf>